

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「神奈川県福祉サービス第三者評価推進要綱」に基づき、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進機構は、福祉サービスの利用者（子ども自身を含む）が自分に合った質の高いサービスを選択、利用し、自立した生活を送ることができることを目指し、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、信頼性のある福祉サービス第三者評価を普及・推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証及び取り消しに関すること
- (2) 評価調査者の養成研修に関すること
- (3) 第三者評価結果の公表に関すること
- (4) 第三者評価の普及啓発に関すること
- (5) 第三者評価内容、評価手法等の研究、情報交換に関すること
- (6) 第三者評価結果の苦情解決に関すること
- (7) 第三者評価機関相互の連携に関すること
- (8) その他、第三者評価の普及・推進に必要な事業

(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構運営委員会)

第4条 推進機構に、次の事項の審査、審議を行うため、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員会は、専門部会に分かれ審査、審議を行うことができる。専門部会については別に定める。

- (1) 第三者評価機関の認証及び取り消し
- (2) 評価調査者認定試験の合否の判定
- (3) 第三者評価の評価項目、評価手法の認証
- (4) 第三者評価機関、評価調査者並びに評価結果への苦情対応
- (5) その他、前条に規定する第三者評価事業の推進に必要な事項

(運営委員会)

第5条 運営委員会委員（以下「運営委員」という。）は、次に掲げる分野から、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長（以下、「県社協会長」という。）が選任し、委嘱する。

- (1) 神奈川県民、福祉サービス利用者又は利用者を支援する団体の代表者
- (2) 福祉サービス提供の事業者
- (3) 社会福祉に関し学識経験を有する者
- (4) 県及び市町村の社会福祉行政関係者

- 2 運営委員は10人以内とする。
- 3 運営委員の任期は2年とする。但し、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員は再任することができる。
- 5 県社協会長は、運営委員が心身の故障のため職務を遂行できないと認めるとき、又は運営委員の職務上の義務違反その他運営委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。
- 6 県社協会長は、必要があると認めるときは運営委員会にオブザーバーを置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 運営委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は運営委員会会務を総理し、推進機構を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営委員会は、運営委員により組織する。

- 2 運営委員会は、委員長が招集する。
- 3 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 4 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは運営委員以外の者に運営委員会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(苦情)

第8条 第三者評価事業に関する苦情が寄せられた場合は、適切かつ誠実に対応するものとする。

(守秘義務)

第9条 運営委員又は委員の職務にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、推進機構の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。